知っておきたい農地移動の手続き

農地は農業の基盤であり、私たちの食料を生産するために必要となる大切な資源です。

農地を耕作目的で売買・貸し借り、宅地や資材置き場・駐車場などに転用し、農業以外の目的に利用するときは、農地法の各条項による許可などが必要です。

農地法3条申請

◆　農地を農地として「売買したい方」「貸し借りしたい方」「贈与したい方」などは農地法第３条の許可申請が必要です。ただし、農地を取得する方は耕作面積が、申請地を含めて１０アール以上ないと許可されません。（賃借も同様です）

◆　特に、所有権移転登記（売買・贈与）には３条の許可書が必要です。

※相続の場合は、農業委員会に届出が必要です。（下記参照）

農地法4条申請　5条申請

◆　**自分の農地を自己のため転用（農家住宅・倉庫・駐車場など）の場合**

農地法第４条による許可申請が必要です。

◆　**農地を他人に転用を目的で売買（一般住宅・資材置き場など）の場合**

農地法第５条による許可申請が必要です。

※４条・５条の許可書がなければ、地目変更登記は出来ません。

（ただし現況証明申請が認められた時は、地目変更が可能な場合もあります）

※農地を転用する場合には、法律上の制限があります。また、許可申請の手続きには、複雑な部分もあります。円滑に手続きするため、申請前に農業委員会にご相談ください。

◎申請前に準備すること

1　申請地が死亡した人の名義になっているときは、相続登記を済ませる。

2　一筆のうち一部を申請するときは、分筆登記を済ませる。

上記の申請は、毎月15日までに役場内、農業委員会事務局へ
（15日が土・日・休日の場合は前日となります。）
申請者は、本人申請が原則です。（本人から依頼された行政書士も代理申請ができます。）

無断転用（許可を得ない転用）には、厳しい措置が講じられます。

無断転用者には、北海道知事が工事を中止させ、もとの農地に復元させることができます。

農地を相続などにより取得した場合は、農業委員会に届出が必要です

■届出が必要な人

農地法の許可を受けることなく、農地の権利を取得した人

■届出時期

農地の権利を取得したことを知った日（所有者の死亡の日など）から、おおむね10カ月以内

■注意事項

▽この届出は、農業委員会が農地の権利移動を把握するためのものです。**権利取得の効力を発生させるものではありません。**

また、**所有権移転登記に代わるものではありません。登記は別途必要となります。**

▽届出をしなかったり、虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料（制裁金）に処せられますのでご注意ください。（根拠法令：農地法第３条の３及び第69条）

▽行政書士などによる代理の届出もできます。